

地域農業経営基盤強化促進計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	小樽市 012033
地域名 (地域内農業集落名)	小樽市忍路・蘭島 (忍路2丁目・蘭島2丁目)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	124.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	86.2 ha
② 田の面積	11.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	113.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	15.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	52.9 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	100.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	42.7 ha
(備考) 遊休農地面積0ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本市の農地は、地理的制約から傾斜地が多く、また面積的にもまとまった形成地は少なく、市内全域に散在している。耕地面積は、182ha(令和3年度)で、畠165ha(普通畠、樹園地等)、田17haであり、耕地面積は、平成末期から18ha程度減少している。農業者の高齢化、後継者不足による農業経営規模の縮小、離農等により、優良農地の減少、遊休農地の発生が懸念されることから、農地の利用集積、集約化、遊休農地の発生防止に努めることが必要である。

農業形態は、野菜を中心に水稻、果実、花き等多種多様な経営形態を示し、都市近郊型農業であるが、経営規模は零細で、多品目、小面積栽培が主である。近年は、路地栽培から、施設栽培へと移行し、計画的な生産出荷が図られているが、安定的な発展を目指すためには、農地の利用集積・集約化を進めるとともに、引き続き施設栽培の推進に向けた取組が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

本市の農業を安定的に発展させるには、農業を取り巻く社会、経済の変化に適切に対応できる情報の把握と、高い技術と優れた経営管理能力を持つ農業者を育成・確保することが必要である。担い手の育成については、農業が工夫次第で安定した所得を確保できる魅力ある職業であることをPRするなどにより、農業者以外からも農業に意欲のある人材就農を促進することが必要である。

本市の主要農産物は、水稻、施設栽培が主となりつつある、多品目の野菜(ミニトマト、トマト、キュウリ、ナス、イチゴ等)、果実(ぶどう、プラム、とうとう等)であるが、前記述のとおり、多品目、小面積での栽培が主であることから、労働力不足に対応した生産技術を積極的に推進しながら、労働力の確保、農地の利用集積、集約化、気象の影響が少ない施設栽培を推進する。

それらに当たっては、農業者、農業協同組合、農業委員会との連携を密にし、持続可能な農業の推進を図ることが必要である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業の活用を推進し、担い手(認定農業者、農地所有適格法人等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	45 %	将来の目標とする集積率	70 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
本市の農地の状況は、狭小で点在している状況が多く、集約化に向けての方策はかなり難しい状況であるが、農作業、出荷等の効率化を目指し、可能な限り集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組			
効率かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の集積、集約化を促進する。			
(2)農地中間管理機構の活用方法			
農地中間管理事業を活用し、農地の集積、集約化を促進する。			
(3)基盤整備事業への取組			
条件不利地等については、活用できる基盤整備事業を検討し、土地改良を推進する。			
(4)多様な経営体の確保・育成の取組			
農地の有効活用を基本に、農業規模拡大を目指す農業者、後継者、新規就農者等が安定的に農業経営が行えるよう、関係機関と連携した取組みを推進する。			
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組			
労働力の確保、労働負担の軽減などを目指し、関係機関と連携を図る。			

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①小樽市鳥獣被害防止計画に基づく有害捕獲としての駆除、計画的捕獲の実施による個体数減少の強化を図る。
- ③省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術を積極的に推進する。
- ⑦様々な活用を検討するも農業上の利用が困難で、農用地維持が難しい農用地については、活性化計画を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
	別紙に記載		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行なうことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。